

町田市民病院南棟監視カメラ更新修繕仕様書

1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院南棟監視カメラ更新修繕」に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、「町田市民病院南棟監視カメラ更新修繕」を受注者に発注し、監視カメラの長期使用に伴い、経年劣化をしている監視カメラの交換を行うことで、適正な状態を維持し、院内の良好なセキュリティー環境を継続することを目的とするものである。

3. 履行場所

町田市旭町二丁目 15 番 41 号 町田市民病院

4. 履行期限

契約確定日から 2023 年 12 月 30 日

5. 修繕内容

- (1) 既存監視カメラ撤去及び新規監視カメラ設置
- (2) 既存付帯装置等撤去及び新規付帯装置等設置
- (3) 増設監視カメラ設置およびケーブル敷設
- (4) 一部既設カメラケーブル敷設
- (5) 試運転調整
- (6) 取扱説明

修繕部品等 (参考)

項目	仕様	数量	単位
屋内ドーム 単焦点カメラ		54	台
有効画素数	200 万画素以上		
最大解像度	1920×1080 以上		
最低被写体照度	カラー : 0.05lux、B&W : 0.005lux		
カメラ駆動ユニット		7	台
映像入力	8 ch		
映像出力	8 ch		
ミラーリング対応同軸 HD レコーダー		4	台
映像入力	BNC×16ch		
映像出力	HDMI×1、VGA×1、SPOT×1		
デジタルズーム	2～12 倍		
録画総数	480ips		
内蔵 HDD	標準 4TB×1、最大 24TB (6TB×4)		

画面表示	1画面、2分割以上、シーケンシャルを選択可能		
アラーム入力	16TTL (NC/NO 切替可能)		
アラーム出力	4ch、リレー出力 (NC/NO 切替可能)		
USB	前面 USB2.0×2		
操作	フロントボタン、マウス		
24型TVモニター		4	台
解像度	1,366×768		
視野角	176度		
デジタルチューナー	地上デジタルBS/CS:2チューナー		
PC入力端子	HDMI		
HDMI入力端子	2系統		
USB入力端子	2系統		
機器取付用金具	カメラ用, モニター用, レコーダー用	1	式
交換等作業費	ケーブル敷設含む	1	〃
試運転調整費		1	〃
雑材費		1	〃
産業廃棄物処分費		1	〃
諸経費		1	〃

※仕様詳細

- (1) パスワードの設定により録画再生などの使用権原を制限できること。
- (2) 録画コマ数の変更ができること。
- (3) 日本語によるメニュー表示がされること。
- (4) 別途金具を利用し、天井埋め込み設置すること。
- (5) 記録装置と接続するため、VGA 又は HDMI ケーブル等を納入し設置すること。
- (6) 既存カメラについては、ケーブルを流用すること。
- (7) 既存南棟 47 台更新。(風除室内 1 台、立体駐車場 1 台含む)
- (8) 正面玄関風除室 1 台分の既存東棟接続から南棟接続に変更すること。
- (9) 医事課カウンター設置済み 2 台分のケーブル敷設をすること。
- (10) 5階 NICU 前室内にあるカメラを扉の外側の廊下に移設すること。
- (11) 新設監視カメラ 7 台の設置。(1階カウンター1台、正面玄関屋外1台、地下車路1台、6階マシン室3台、6階オペレーター室1台)
- (12) 56 台の録画が可能なこと。
- (13) 使用した梱包材などは全て持ち帰ること。

6. 施工条件

- (1) 作業日程及び作業詳細については担当職員と調整すること。
- (2) 施設の性質上、騒音や振動の発生する作業等が制約されるため、事前に担当職員と打ち合わせを行い実施すること。

- (3) 現場の安全管理については十分に注意して作業を行うこと。
- (4) 本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は保護養生の措置を講じなければならない。
- (5) 試運転調整等は担当職員立ち合いのもと実施すること。

7. 一般事項

- (1) 更新する部品等は全て新品とし日本工業規格（JIS）等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の廃棄処分に関しては、すべて受注者が適正に行うこと。また、廃棄処分は産業廃棄物管理票で行うこと。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、すべて受注者がこれを代行すること。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項であっても、使用用途、その性質上当然に当契約に必要なものは、全て受注者の負担で実施すること。

8. 特記事項

- (1) 作業に関しては、町田市民病院の施設管理業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。
- (2) 本修繕の更新については、既存設備の同等品または、それ以上の機能を有するものとする。
- (3) 試運転調整後の引き渡し時には、取扱職員に操作取扱説明を行うこと。

9. 提出書類（報告書）

受注者は、次の関係書類を速やかに提出すること。

- (1) 作業計画書 1部
- (2) しゅん工図 2部
- (3) 取扱説明書 1部
- (4) 記録写真 1部（作業前、作業中、作業後を同一箇所で撮影）
写真はカラーサービス版とし、A4版ファイルに綴じる事。
- (5) ディーゼル車使用者報告書 1式
- (6) 産業廃棄物管理伝票

10. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動

車利用に努めること。

- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. 安全対策等

本契約を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

12. 軽微な変更

作業に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施する。

13. 保証

本修繕の保証期間は、正式引渡し日から1年間とする。引渡し日から1年を生じた故障等は受注者の負担にて、速やかに処置すること。

14. 支払業務

支払については、完了報告書を提出し、検査の合格後に請求に基づき支払をする。

15. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。